

被保険者の資格と 介護保険料について

第1部 介護保険の資格管理

- 1 介護保険の保険者・被保険者
- 2 被保険者資格の異動、被保険者証等の取扱い
- 3 その他（送付先の変更について）

第2部 介護保険料

- 1 介護保険料
- 2 介護保険料（第1号被保険者）の賦課・納期・徴収について
- 3 滞納者対策について

第 1 部 介護保険の資格管理

1 介護保険の保険者・被保険者

(1) 保険者

市町村、特別区（東京 23 区）が保険者 “横須賀市” は保険者

(2) 被保険者

- ① 第 1 号被保険者…本市に住所を有する 65 歳以上の人。
- ② 第 2 号被保険者…本市に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。
- ③ 適用除外

適用除外施設に入所・入院している人は、介護保険施設と同等もしくはそれ以上の水準の介護サービスが提供されていること等から被保険者とならない。

※適用除外施設（施行法第 11 条・施行規則第 170 条）

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害者支援施設
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設
- ・ 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
- ・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設
- ・ ハンセン病療養所
- ・ 生活保護法に規定する救護施設
- ・ 労働者災害補償保険法に規定する労働者災害特別介護施設 など

④ 住所地特例

住所地特例施設に入所することにより、施設の所在地に住所を移転した被保険者は、引き続き住所移転前の市町村の被保険者とする。

※住所地特例施設

【介護保険施設】

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設

【その他】

- ・ 有料老人ホーム（地域密着型特定施設は対象外）
- ・ サービス付高齢者向け住宅（介護や食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のうち 1 つも提供していない施設は対象外）
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム

(3) 外国人

住民基本台帳に記載されている人は、介護保険の被保険者となる。

（軍人・軍属・外交官関係者及びその家族は、対象外）

2 被保険者資格の異動、被保険者証等の取扱い

(1) 被保険者資格の取得日・喪失日

(取得・異動)		(喪失)	
事由	取得日・異動日	事由	喪失日
年齢到達	誕生日の前日	死亡	死亡日の翌日
転入	転入日	転出	転出日。但し、国外への転出は転出日の翌日。

※第2号被保険者の医療保険加入・脱退に伴う資格の得喪日は、医療保険の資格の得喪日

(2) 被保険者証の交付・再交付

① 被保険者証の交付

- 第1号被保険者…65歳に到達する日の属する月の第1営業日に郵送する。
転入者は、翌営業日に郵送する。
認定を受けた場合は、認定結果通知と一緒に同封し郵送する。
- 第2号被保険者…要介護認定申請者は、認定結果通知と一緒に同封し郵送する。
(申請時に被保険者証に代わる資格者証が交付される。)

② 被保険者証の再交付

- 介護保険課に再交付申請書を提出してもらい、郵送する。
- 本人か同一世帯の家族が、介護保険課に来課して申請を行い、免許証、マイナンバーカード等の写真付きの証明書で本人確認ができた場合には、その場で交付することができる。

(3) 住民異動に伴う被保険者証・受給資格証明書の取扱い

	介護サービスの受給者	介護サービスの受給者以外
転出	- 介護保険課、窓口サービス課、行政センターで被保険者証を回収する。 ※住所地特例施設へ転出する場合は、転出先に被保険者証を送付する。	左記に同じ。
転入	- 転入者が申請すると元の自治体の認定結果を継続できる。(申請の受付は、介護保険課または健康福祉センター。) - 認定結果の記載された被保険者証を後日送付する。 ※転入先が住所地特例施設である場合は、転出元自治体の被保険者であるため、特に手続はなし。	- 転入届が出された日の翌日に、資格取得処理を行い、被保険者証を送付する。 ※転入先が住所地特例施設である場合は、転出元自治体の被保険者であるため、特に手続はなし。
転居	- 介護保険課、窓口サービス課、行政センターにて旧住所の被保険者証を預かり、新住所の被保険者証を翌日送付する。 (行政センターでは被保険者証の住所を手書き訂正して交付する場合有)	左記に同じ。
死亡	介護保険課、窓口サービス課、行政センターで被保険者証を回収する。	左記に同じ。

3 その他（送付先の変更について）

（１）目的

被保険者の中には、書類の自己管理が困難な人や、介護施設入居等により住民登録上の住所地への送付では生活上の不都合が生じる人がいる。このような被保険者の事情を考慮し、住所地以外に書類の送付先を設定することで、被保険者やその家族に配慮するための制度である。

（２）申出書の受付

申請者が、介護保険関係書類送付先変更申出書を提出することにより、送付先を変更することができる。送付先変更の申出は、安易な理由による届出を容認するものではなく、被保険者の現況について事情聴取するなど、今後被保険者に不利益が生じることのないよう受付をする。

（３）申請者

- ・本人及び配偶者
- ・当該被保険者の成年後見人、保佐人及び補助人
- ・四親等内親族（姻族は三親等まで）
- ・社会福祉主事（ケースワーカー）等

（４）申請の際に必要な書類

- ・免許証、マイナンバーカード、健康保険証等
- ・成年後見人等が申請者の場合は、登記事項証明書のコピー（発行から３か月以内）
- ・入所施設へ送付先を変更する場合は、施設入所時の契約書のコピー等

第2部 介護保険料

1 介護保険料

介護保険は、40歳以上の人が介護保険料を負担し、介護が必要な人を社会全体で支え合うしくみであり、介護保険料が重要な財源になっている。

(1) 介護保険の財源内訳

<u>保険料 約 51%</u>		<u>公 費 約 49%</u>																	
第1号被保険者の保険料 約 24% 第2号被保険者の保険料 27%		※給付の種類によって割合が異なります。 <table> <tr> <th colspan="2">居宅給付費</th><th colspan="2">施設等給付費等</th></tr> <tr> <td>国</td><td>約 24%</td><td>国</td><td>約 19%</td></tr> <tr> <td>県</td><td>12.5%</td><td>県</td><td>17.5%</td></tr> <tr> <td>市</td><td>12.5%</td><td>市</td><td>12.5%</td></tr> </table>		居宅給付費		施設等給付費等		国	約 24%	国	約 19%	県	12.5%	県	17.5%	市	12.5%	市	12.5%
居宅給付費		施設等給付費等																	
国	約 24%	国	約 19%																
県	12.5%	県	17.5%																
市	12.5%	市	12.5%																

(2) 第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険料は、介護保険事業計画に基づいて3年間の介護保険事業費用を賄えるように算定している。第1号被保険者の介護保険料は、介護保険事業に要する費用の見込み額等から介護保険料基準額を算定し、個々の所得状況に応じた保険料額となるように保険料段階を設定している。

※ 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定方法

$$\text{基準額 (年 額)} = \frac{\text{3年間の給付費等の見込額} \times \text{第1号被保険者の負担割合} \div \text{予定収納率}}{\text{第1号被保険者数 (3年間)}}$$

(3) 横須賀市の第1号被保険者の介護保険料 <基準額：第5段階 73,200 円（年額）>

段階	課税状況		対 象 者	年額 (円)	月額 (円)
1	本人非課税者	世帯非課税	・生活保護受給者 ・課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下	20,860	1,738
2			課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超えて 120 万以下	31,840	2,653
3			第1段階から第2段階以外	50,140	4,178
4	本人課税	世帯非課税	課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下	62,220	5,185
5			第4段階以外	73,200	6,100
6		世帯課税	合計所得金額が 70 万円未満	80,520	6,710
7			合計所得金額が 70 万円以上、120 万円未満	87,840	7,320
8			合計所得金額が 120 万円以上、160 万円未満	95,160	7,930
9			合計所得金額が 160 万円以上、210 万円未満	98,820	8,235
10			合計所得金額が 210 万円以上、320 万円未満	109,800	9,150
11			合計所得金額が 320 万円以上、400 万円未満	124,440	10,370
12			合計所得金額が 400 万円以上、500 万円未満	139,080	11,590
13			合計所得金額が 500 万円以上、600 万円未満	153,720	12,810
14			合計所得金額が 600 万円以上、700 万円未満	168,360	14,030
15			合計所得金額が 700 万円以上、800 万円未満	175,680	14,640
16			合計所得金額が 800 万円以上、1,000 万円未満	183,000	15,250
17			合計所得金額が 1,000 万円以上、1,500 万円未満	190,320	15,860
18			合計所得金額が 1,500 万円以上	204,960	17,080

※第1段階～第3段階の月額介護保険料は小数点以下を切り捨てた概算を表示しています。
実際の月額介護保険料と異なる場合があります。

2 介護保険料（第1号被保険者）の賦課・納期・徴収について

（1）介護保険料の賦課

① 賦課期日

- ・介護保険料は、賦課期日時点の世帯構成、前年の所得、世帯員の課税情報等に基づき、所得段階を決定し、賦課をする。
- ・賦課期日は、毎年4月1日。（但し、年度途中で資格取得した場合は、資格取得日。）
- ・賦課期日は4月1日であるが、所得や課税の情報が確定するのは6月頃であるため、実際に介護保険料を決定するのは、毎年6月中旬頃。

② 月割賦課

介護保険料は、被保険者資格の取得・喪失等に応じて月割で賦課する。

ア 年度中に資格取得

資格を取得した日の属する月以後の各月に保険料が発生する。

（例）6月15日資格取得 → 6月分から月割賦課

イ 年度中に資格喪失

資格を喪失した日の属する月の前月までの各月に保険料が発生する。

（例）6月15日資格喪失 → 5月分まで月割賦課

ウ その他

税の修正申告や生活保護の開始等があった場合、介護保険料が変更することがある。

但し、賦課決定の期間制限があり、保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、することができない。（法第200条の2）

また、賦課期日以後に世帯員の異動があっても、介護保険料は変更しない。

- ・所得や世帯員の課税状況に変更があった場合…対象となる年度の保険料を変更する。
（例）修正申告により令和5年中の合計所得金額が変わった
→ 令和6年度の介護保険料（全額）を再計算する
- ・生活保護を開始…生活保護を開始した月から、所得段階が第1段階の保険料になる
（例）6月15日生活保護開始 → 6月分から第1段階適用
- ・生活保護を廃止…年度中は、所得段階を変更しない（第1段階の保険料のまま）

（2）介護保険料の納付（特別徴収と普通徴収）

介護保険料の納付方法には、年金からの天引きによる特別徴収と、納付書や口座振替を利用して納付する普通徴収がある。納付方法は、特別徴収が優先され、納める方法（特別徴収か普通徴収か）を選ぶことはできない。

① 特別徴収

年金（特別徴収の対象となる年金）の受給額が年額18万円以上の人は、年金からの天引きとなる。

ア 特別徴収の対象となる年金（施行令第40条）

老齢退職年金のうち制度的にすべての国民が共通に受給することになる国民年金法による老齢基礎年金、また、老齢基礎年金が創設される以前の年金給付のうち老齢基礎年金相当の部分を含むもののうち受給者数が相当数あるものについて、特別徴

収の対象としている。また、障害年金及び遺族年金も、特別徴収の対象としている。

※特別徴収の対象とならない年金

- ・老齢福祉年金
- ・年間の受給総額が18万円未満の年金（年金の種類は問わない）
- ・普通恩給、旧令共済等特別措置法により国家公務員共済連合が支給する年金、地方公務員の退職年金に関する条例による年金
- ・国民年金基金、厚生年金基金、農業者年金基金からの年金等

イ 特別徴収の開始・停止

特別徴収は、日本年金機構から各保険者に対象者情報が送付され、おおむね半年から1年後に特別徴収が開始される。

また、保険料の更正や年金支給の保留等があると、特別徴収が停止され普通徴収（口座振替・納付書払い）となる。但し、翌年度または特別徴収開始の条件に合致すると10月から特別徴収が開始される。

※特別徴収が開始されない（停止する）主な理由

- ・年金の種類が変わった
- ・老齢基礎年金を繰下げ、受給していない
- ・年金を担保に融資を受けていた（年金担保貸付制度は令和4年3月末で受付終了）

ウ 納期

4月、6月、8月、10月、12月、2月（年金支給月）

※年金支給月の翌月10日までに市町村に納入される。

※4月、6月は、仮徴収。

仮徴収…保険料額が確定するのは6月であることから、保険料額の平準化を行うため、4月、6月に、前年度の2月と同額の保険料を徴収する。6月にその年の保険料額が決定する際には、仮徴収した額を減じて8月以降の額を調整する。

② 普通徴収

特別徴収の対象とならない人で、納付書や口座振替を利用して納付する。

ア 納期 6月から3月までの10回

イ 納付する場所（取扱い金融機関等）

区 分	名 称
銀 行	横浜、スルガ、りそな、神奈川
信用金庫	湘南、かながわ
信用組合	ハナ、横浜幸銀
協同組合	よこすか葉山農業（JA）
労働金庫	中央
ゆうちょ銀行 （郵便局）	東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、群馬、山梨の各都県のゆうちょ銀行（郵便局）
市役所	本庁会計課、介護保険課、各行政センター、各役所屋

（3）決定通知書の送付

- ・特別徴収、普通徴収ともに6月中旬に決定通知書を送付する。
- ・特別徴収は、翌年度6月まで（仮徴収分含む）の金額を記載している。
- ・普通徴収は、6月から3月までの納付書と併せた綴りになっている。
- ・年度の途中で資格を取得した人は、普通徴収となるため、取得月の翌月に決定通知書と納付書を送付する。

(4) 連帯納付義務について

介護保険では、世帯主及び被保険者の配偶者にも納付義務を課している。

本市では、連帯納付義務について、決定通知書・納付書に明記し、納付指導に際し口頭で催告している。

(5) 減免について

法第 142 条において、災害などによる一時的な支払困難者に対し、減免や徴収猶予が認められている。なお、本市ではこれらに準ずるものとして、規則の中で、次の場合を横須賀市独自の減免の対象としている。

- ・収監等で介護給付等の制限を受ける場合、その月数を減額
- ・収用等に基づく土地等の譲渡により譲渡所得が発生した場合は、譲渡がないものとして再計算
- ・要保護者と認められる場合は、賦課された保険料の 2 分の 1 を減額
※単身世帯で 100 万円・複数世帯で 150 万円までの預金等を認める。

3 滞納者対策について

(1) 保険給付の制限

保険料の滞納者対策として、保険給付の制限がある。第1号被保険者の給付制限は、3種類あるが、いずれも義務規定であり要件に合致した場合は裁量の余地のない厳しい取り扱いとなっている。

① 給付制限の内容

ア 1年以上の滞納がある場合…支払方法の変更（償還払い化）（法第66条）

介護サービスを利用したとき、費用の全額を利用者が負担する。申請により、後で保険料給付分が払い戻される。

イ 1年6か月以上の滞納がある場合…支払いの一時差し止め（法第67条）

サービス利用時は、費用の全額を利用者が負担する。申請しても保険給付分の全部又は一部が差し止めとなり、滞納している保険料に充当される。

ウ 2年以上の滞納がある（時効により徴収権が消滅した保険料がある）場合…給付額減額（法第69条）

保険料の時効消滅期間に応じて政令で定める期間、保険給付の割合を7割または6割に引き下げる。また、高額介護サービス費等の支給は行わない。

② 被保険者証への記載

【記載例】（三）面の上段

給付制限	内容	期間	
	給付額の減額	開始年月日	令和○年○月○日
		終了年月日	令和○年○月○日
	支払方法の変更	開始年月日	令和○年○月○日
		終了年月日	
		開始年月日	
		終了年月日	

(2) 時効

保険料の徴収、還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は2年の経過をもって時効消滅する。（法第200条）

※ 市町村が行う督促措置

- * 保険料納付期限経過後、1か月程度を目処に被保険者本人宛に督促状を送付する。
- * その後、定期的に催告書を送付する。
- * 個別に訪問、電話催告をして納付相談等を受けるように指導する。
- * 納付資力があるにもかかわらず、納めないときは差押を行う。